

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人伊藤静男、同吉田允連名の上告趣意（昭和五〇年六月二六日付、同年同月三〇日付各上告趣意書記載の趣意による）のうち、憲法三九条、三七条、三六条違反をいう点は、監獄法に規定する懲罰は刑罰と同一でないことは明らかであり、被告人は同一の犯罪について二重に処罰されたものではないから、所論は前提を欠き、判例違反をいう点は、判例の具体的摘示を欠き、その余は、憲法一四条違反をいう点を含め量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬい。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年一一月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	本	林	譲
裁判官	岡	原	昌 男
裁判官	大	塚	喜 一 郎
裁判官	吉	田	豊